



Q 事前審査・事前協議の禁止は、法的拘束力はあるか

&

南 雲 好 幸 (文責)



A 禁止条文がないため、法的拘束力はないと考える

なぜ町民に情報が伝わりづらいのか。理由の一端を知っていただきたいための質問です。

Q 重要事案に
対し、もっと意見
交換できないか

A 議会軽視にならない
よう意見もうかがう

質問 3月議会で「ノリタ跡
地の企業誘致に係る審
議過程において、事前審査・
事前協議の禁止という思い込
みが、議会と執行部の意思疎
通を阻害したのではないか」
との質問に対し、その後町か
ら規則が示された。そこでは
「全員協議会では議案の説明
に対し質疑や討論を行うこと
は、事前協議に該当し行うこ
とはできない」と述べている。
これは、地方自治法の議会の
議公開の原則条文について
「事前審査・事前協議の禁止」
という行政実例での見解を根
拠にしている。それを厳密に
運用すれば、「議会は、説明

を聞くだけで議決を行え」となる。重要事案に対し、執行部は「説明はした」、議会は「町民代表の意見交換の場がない」ともなる。

従前から国家行政は、エリートであるお役人によって担われてきた。「庶民は行政に深く口を出さず、我々に任しておけば良い」という風習が制度に反映しているのではないかと感じる。さらに、行政実例の日付は昭和25年、戦後5年しか経っていない占領軍GHQ支配下での見解である。法令に禁止条文がない中で「事前協議・事前審査の禁止」は、これをよりどころとしている。

二元代表制は、議会と執行機関が相互に牽制し合う「対立の原理」が基本だが、戦後80年、インターネットも出現し、真実と偽物の情報が氾濫している。変化のスピードも早い。そのため、執行部と議会は、対策が後手後手にならないよう緊密な連携が必要。町民からは「町は説明不足だ」という意見もある。

『総務省への質問状と回答』

質問 1、地方自治法第 115 条は公開を原則とするが、公開できない場合もある、という法律ではないか。

回答：質問の通りであり、また、地方自治法第 115 条での「会議」は、本会議を指しているため、委員会・全員協議会は適用されない。

質問 2、執行部と議会は意見交換をしてはならない、という法律なのか。

回答：115 条は「意見交換をしてはならない」という法律ではない。法的には、議案が提出されてからのものであり、提出されてからは、質疑への説明、賛成・反対討論後、議決のみである

質問 3、意見交換による原案作成や政策立案はできないという法律か。

質問 4、法律に「事前協議・事前審査の禁止」という文言が無いのに禁止という制約をかけることは可能か。

3・4 の回答：直接的回答ではなかったが「議案審査権」については、第 109 条にて委員会についての定めで、議案が出てからでないと審査は行う事ができない。

質問 5、これらの解釈は法的拘束力があるのか。

回答：行政実例の見解は、法的拘束力はない。

質問 6、議会と執行部は、力を合わせより良い地方自治を行うための関係ではなく、議会はことさら執行部に対する監視機能ばかり強調することになるのではないか。

回答：財産処分については、首長の権限である。

その他個別事案の議会对応は、各自自治体に委ねる。115 条にまで関係する判断は、町長の判断になる。

総務省は「行政実例の見解は法的拘束力はなく、運用は、自治体に委ねる」とのこと。そして「行政運営上の重要問題、企業誘致や開発行政に関連した事項等について意見を求める場合もある」との説明

もある。この意見聴取をもっと丁寧に行っていただきたい。答弁 実質審議にならないよう配慮した上で、情報交換や意見交換をし、円滑な町政運営が行えるよう意思疎通に努めたい。